

不動産ご購入者様のパートナー『総合 FP 事務所の株式会社 FREE PEACE』が発行しています。



未来への支援 児童手当



児童手当制度とは、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。児童手当制度が多くの方が利用できる制度であると思いますので、この FP 通信を通して知っていただきたいです。

・支給対象

中学卒業まで（15歳の誕生日の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

・支給額



現状	
0～2歳	1万5000円
3歳～小学生	1万円 第3子以降 1万5000円
中学生	1万円
高校生	なし
所得制限あり	



2024年12月から実施予定

拡充案 2024年度中の実施検討	
1万5000円	第3子 以降 3万円
1万円	
1万円	
1万円	
所得制限なし	

- ・高校卒業まで延長
- ・所得制限を撤廃
- ・多子世帯への増額

【引用】 山口哲人（2023年6月3日付 東京新聞朝刊）

児童手当所得制限限度額および所得上限限度額表

扶養親族	所得制限限度額	収入額の目安	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1002.1万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1042.1万円	1,048万円	1,276万円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度以上、

所得上限限度額未満の場合は、特例給付として

月額一律 5,000 円を支給します。

詳しくは市町村窓口へお問い合わせください

※「第3子以降」とは、高校卒業まで

（18歳の誕生日の最初の3月31日まで）の養育している児童

のうち、3番目以降をいいます。

・支給時期

【引用】 大阪（本町）東京（日本橋）寺田税理士事務所社労士法人フォーゲット

FREE PEACE の FP 通信

VOL???, 2023/12/11 担当：宮下

不動産ご購入者様のパートナー『総合 FP 事務所の株式会社 FREE PEACE』が発行しています。

原則として、毎年6月、10月、2月、にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2月～5月分の手当を支給します。

【宮下の視点】

児童手当制度は知っていて損はなく、むしろぜひ知って利用していただきたい制度だと思います。2024年12月には制度が拡充されていく予定であるため、より充実した制度が整っていくはずですので今後注目していただきたいです。次回のFP通信では児童手当制度を利用していくための手順をご紹介します。

株式会社 FREE PEACE

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 15 階

TEL : 03-6258-1131 FAX : 03-6258-1132 URL : <http://free-peace.co.jp>

2011年4月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間 組を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！